

倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人新潟県作業療法士会（以下「この法人」という）会員の倫理観を高め、適正で効果的な作業療法サービスを提供するため、また会員が関与する倫理事案に対して円滑な対応を行うために必要事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において「倫理事案」とは、次の各号を原因として生じ、この法人が把握するところとなった事案をいう。

- (1) この法人の会員が行った次の行為
 - ① 理学療法士法及び作業療法士法第4条一、二及び四号に該当する行為
 - ② 一般社団法人日本作業療法士協会（以下、「協会」という）倫理綱領又は作業療法士の職業倫理指針に抵触する行為
 - ③ その他この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為
- (2) この法人の会員が受けた不正・不利益・不快感を伴う行為
- (3) この法人の会員が第三者として知り得た不正・不利益・不快感等を伴う行為

(倫理委員会の設置)

第3条 この法人に倫理委員会（以下、委員会）を設置する。委員会は以下のような構成員で構成する。

- (1) 倫理委員会には委員長をおく。委員長は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- (2) 委員は委員長の推薦のもと、会長が委嘱する。

(倫理委員会の任務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。その業務にあたっては、協会の「倫理綱領」に基づいて行うものとする。

- (1) 会員の倫理向上
- (2) 倫理対応体制の整備
- (3) 倫理相談への対応
- (4) 倫理審査
 - ① 倫理問題の集約と整理
 - ② 個別の倫理問題に対する調査
 - ③ 個別の倫理問題に対する処理方針の決定
 - ④ 理事会の決定を要しない倫理問題への対応
 - ⑤ 理事会の決定を要する倫理問題の会長への上申

(人権尊重)

第5条 委員長及び委員は、会員及び関係者の人権を最大限尊重し、情報収集・事実関係の把握等に際しては、慎重且つ細心の注意をもって当たることとする。

(守秘義務)

第6条 委員長及び委員は、職務上知り得た個人情報やこの法人の不利益となるような情報を漏らしてはならず、その職務を辞めた後も同様とする。しかし、公益上必要と認められた場合には、その限りではない。

(倫理事案の取り扱い)

第7条 委員会から上申された倫理審査結果は、会長が理事会に諮り、理事会がその取扱いを決定する。

2 会員に対して処分を行う場合、その種類と内容については、以下の通りとする。

(1) 除名

定款第9条に基づき除名する。この法人は対象者の氏名を公表した上で、除名となった記録を残した後、対象者に係る一切の会員情報を本会の公式データから抹消する。再入会は、これを認めない。

(2) 退会

理事会の権限において退会の処理を行う。対象者は再入会することが可能であるが、退会処理後再入会できるまでの期間は、理事会がその都度定め、3年以上の期間とする。再入会に際しては改めて入会審査を行う。

(3) 譴責

問題の所在を明らかにして対象者の責任を指摘し、同様の問題を繰り返さないよう文書で厳しく戒め、始末書の提出を求める。

(4) 戒告

同様の問題を繰り返さないよう文書で厳しく注意する。

3 理事会で会員の処分を決定する場合は、協会と協議し進めていくこととする。

4 理事会が会員の処分を決定した場合、その処分と種類と理由は当該会員に速やかに通知され、不服申請の機会が与えられなければならない。

5 会員の倫理事案で、処分には至らない場合であっても、再発防止等の目的から口頭注意等の処理が必要であると認めた時は、その処理方法を会長に上申できるものとする。

(不服申請の手続き)

第8条 処分の対象となった会員が、処分の内容に不服がある場合、通知があった翌日から起算して30日以内に、書面で会長に提出するものとする。

- 2 不服申請が提出された場合、会長は不服申請調査委員会を速やかに設置し、再調査を行わなければならない。
- 3 会長は再調査の結果をもって再度理事会に諮り、理事会は処分を最終決定する。この決定を覆すことはできない。

(倫理事案の取り扱いの執行)

第9条 理事会で決定された処理の執行は、会長がこれを行う。

- 2 理事会が会員の処分を決定した場合、会長はその内容を明記した文書を作成し、当該会員に通知するとともに、可及的速やかに執行するものとする。

(処理の通知)

第10条 理事会で決定された倫理事案の取り扱いの結果と内容については、会長が委員会と当該事案の関係者に通知する。

- 2 理事会で決定された会員の処分の結果と内容、当該会員名について、必要に応じて、協会に通知する。

(規程の変更)

第11条 この規程の改廃は、倫理委員会の審議後、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1、この規程は、令和5年3月4日から施行する。
- 2、令和5年9月2日改定